

**医療保険に係る大阪府福祉医療費助成の請求方法が  
一部変更となります**

平成20年4月診療分から、「医療保険（本人及び家族）」に係る「大阪府福祉医療費助成」（重度障害者（児）医療費助成⑥、ひとり親医療費助成⑦⑧、乳幼児医療費助成⑨）の請求事務について、連記式の「⑥⑦⑧医療費請求書（医保本人・家族用）」の請求書を廃止し、現在の国民健康保険に係る請求事務と同様の「公費（福祉医療費助成）との併用明細書」に変更します。

よって、医療保険に係る福祉医療費助成の請求明細書の提出先は、「大阪府社会保険診療報酬支払基金」となります。

なお、診療報酬明細書の記載方法や過誤調整分の取扱い等の詳細については、改めてお知らせします。

（お問い合わせ先）

大阪府健康福祉部国民健康保険課福祉医療グループ  
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
TEL 06-6941-0351（代表）内線 2475、2476  
FAX 06-6944-6684

平成20年4月から老人医療（一部負担金相当額等一部助成）の  
取扱いが一部変更となります

- 平成20年4月診療分から「一部負担金相当額等一部助成費請求書」による別様式の請求事務を廃止し、「公費（一部負担金相当額等一部助成）との併用明細書」に請求方法を変更します。
- 老人医療（一部負担金相当額等一部助成）の対象となる資格要件ごとに法別番号を附与します。  
なお、法別番号と当該助成の資格要件は下記のとおりとなります。

法別番号	老人医療（一部負担金相当額等一部助成）の対象となる資格要件	
87	65歳以上の方でかつ「重度障害者医療費助成【法別番号80】」の資格要件に該当する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者</li> <li>・知的障害の程度が重度の者</li> <li>・知的障害の程度が中度の者であつて、身体障害者手帳を所持する者</li> </ul>
	65歳以上の方でかつ「ひとり親医療費助成【法別番号82】」の資格要件に該当する方	・18歳に到達した年度の末日までの子と、その子を監護するひとり親家庭の親（親に代わる養育者を含む）
88	65歳以上の方でかつ「特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に規定する疾患【法別番号51】」を有する方	
89	65歳以上の方でかつ「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）に基づく結核に係る医療【法別番号10】」を受けている方	
90	65歳以上の方でかつ「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号に基づく精神通院医療【法別番号21】」を受けている方	

（上記の助成にはそれぞれの資格要件に一定の所得制限があります）

診療報酬明細書の記載方法や過誤調整分の取扱い等の詳細については、改めてお知らせします。

（お問い合わせ先）

大阪府健康福祉部国民健康保険課福祉医療グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

TEL 06-6941-0351（代表）内線 2475、2476

FAX 06-6944-6684